

中小事業者（個人事業主含む）の方へ

令和3年度分固定資産税の減免について

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった中小事業者（個人事業主の方を含む）の方を対象に、事業に使用している家屋と償却資産の令和3年度の固定資産税の減免を受けることができます。

対象となる方

- 以下①②のいずれも満たす納税者（納税義務者）の方が対象となります。
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月から同年10月までの連続する任意の3か月間の売り上げ高が、前年の同期間と比べて30%以上減少している方。
 - ② 中小事業者（個人事業主を含む）の方で只見町に事業に供している家屋又は償却資産を所有している方。
- ※「中小事業者」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1000人以下の個人を指します。

減免となる税額

- 令和3年度只見町固定資産税（令和3年4月発布予定）の事業用家屋と償却資産分
 - ※ 令和2年取得の固定資産を含みます。
 - ・ 令和2年2月から同年10月までの連続する任意の3か月間の売り上げ高が、前年の同期間と比べて、

30%～50%未満減少している事業者の方	⇒ 50%減免
50%以上減少している事業者の方	⇒ 全額減免

申請手続等

- 令和3年1月4日から令和3年2月1日までに申請が必要です。（令和2年中取得の償却資産申告も同様に受け付けます。）
- 申請時には認定経営革新等支援機関等（只見町では商工会、会津よつば農業協同組合、酒井会事務所有限会社）の認定書が必要になります。（認定申請時には収入の減少が確認できる書類等を各機関に持参して下さい。）
 - ※「認定経営革新等支援機関」とは税務、財務等の全問的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関として認定されたもの（商工会、税理士、公認会計士、弁護士など）。
- 問い合わせ窓口及び申請書提出先
 - ・ 只見町役場町民生活課 税務係 TEL0241-82-5110
- 申請書類及び添付書類
 - ・ 申請書類は只見町役場駅前庁舎及び朝日・明和振興センター窓口、只見町のホームページに掲載しております。
 - ・ 申請時は事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受け、確認を受けた時の資料の写しと申請者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードの写し等）を添付してください。